

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	現 行
(削除)	2-36 財務諸表等規則ガイドライン8-44から8-53までの取扱いは、規則第2条第36号から第45号までの規定について準用する。
<p>13-5 規則第13条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。</p> <p>1 財務諸表等規則ガイドライン8の2の1の取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の1中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p> <p>2 会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 退職給付に係る会計処理の方法</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>(6) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(8) のれんの償却方法及び償却期間</p> <p>(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>3 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3((5)②及び(8)②を除く。)の取扱いは、2の(1)から(10)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。</p> <p>4 2の(4)に記載する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。</p>	<p>13-5 財務諸表等規則ガイドライン8の2-1から8の2-6(2を除く。)まで、及び8の2-7から8の2-10(2を除く。)までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
(削除)	13-5-4 規則第13条第5項第4号に規定する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。

13の2 財務諸表等規則ガイドライン8の2の2の取扱いは、規則第13条の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の2中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

15の24 財務諸表等規則ガイドライン8の30から8の30-1-4までの取扱いは、規則第15条の24に規定する貸貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30の4及び8の30-1-2の2中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-4の1中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と読み替えるものとする。

15の26 財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第15条の26に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「翌事業年度」とあるのは「翌連結会計年度」と読み替えるものとする。

23-1-2 財務諸表等規則ガイドライン15-12の2に掲げるその他通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第23条第1項第2号に規定する受取手形の科目に含めて記載することができるものとする。

(新設)

15の24 財務諸表等規則ガイドライン8の30から8の30-1-4までの取扱いは、規則第15条の24に規定する貸貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30の4及び8の30-1-2の2中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同ガイドライン8の30-1-4の1中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と読み替えるものとする。

15の26 財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第15条の26に規定する収益認識に関する注記について準用する。

23-1-2 財務諸表等規則ガイドライン15-12の2に掲げる通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第23条第1項第2号に規定する受取手形及び売掛金の科目に含めて記載することができるものとする。